

■Ms.Engineer 利用規約

本規約は、Ms.Engineer株式会社(以下「当社」といいます)が運営・提供するプログラミングスクール Ms.Engineer(以下「ME」といいます)において開設されるソフトウェア・エンジニアリングに関するトレーニングプログラム(以下「本トレーニング」といいます)の提供条件、並びに当社と本トレーニングの受講を希望される個人の方(以下「申込者」といいます)及び受講者(第1条において定義します)との間の権利義務を定めるものです。なお、申込者は、本契約の内容をよく読んで、十分理解したうえで、本規約に同意のうえ本トレーニングをお申し込みください。なお、本トレーニングの受講のお申込みをいただいた方は、お申込みの時点で本規約にご同意いただいたものとみなします。

第1条 (受講契約の成立)

1. 申込者が、本規約を承諾の上、当社の定める一定の情報(以下「登録情報」といいます)を当社指定の方法で当社に提供し、当社所定の方法にて本トレーニングの受講を申込み、当社がこれを承認した場合、申込者と当社との間で、本トレーニングの受講に関する契約(以下「受講契約」といいます)が成立します(受講契約が成立し、その当事者となった申込者を、以下「受講者」といいます)。
2. 当社は、以下のいずれかに該当すると判断した場合、本トレーニングの申込みを承諾せず、又は受講契約を取消すことができるものとします。
 - (1)申込者が当社に提供した情報に、虚偽、誤り、不足があった場合
 - (2)申込者が過去に本規約に違反したことがある場合
 - (3)申込者が反社会的勢力又は反社会的勢力と密接な関係を有する者である場合
 - (4)申込者が、未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、後見人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
 - (5)その他当社が不適切と判断した場合
3. 受講者は、登録事項に変更があった場合、当社の定める方法により当該変更事項を遅滞なく当社に通知するものとします。受講者が当該通知を怠ったことにより、本サービスの利用に支障が生じたとしても、当社は責任を負わないものとします。
4. 受講者が、本講座を、自らが所属する勤務先会社その他の法人等の団体(以下「所属団体」といいます)を通じて申込手続きをする場合には、所属団体と受講者は、連帯して、本規約に基づく義務を負うものとします。
5. 当社は、必要に応じて本規約を改定することがあります。本規約を変更する場合、当社は、変更内容に応じて適切な変更手続きを実施します。なお、以下に定める場合、当社が変更内容及び効力発生時期を適切な方法で周知することにより、受講者は、民法第548条の4に基づいて変更後の本規約に同意したものとみなされます。
 - (1)変更が、受講者一般の利益に適合する場合
 - (2)変更が、契約の目的に反せず、法令、税制、経済情勢、社会情勢、本サービスの需要、当社の経

営環境、その他、諸般の事情により変更の必要があり、変更後の内容が相当である場合

第2条(本トレーニングの内容等)

1. 本トレーニングの内容、開催日時、開催場所、開催方法(オンライン、教室、会議室等において受講する方法)等については、各本トレーニングの申込み時にご案内いたしますので、十分ご確認のうえ、本トレーニングにお申込みください。

2. 当社は、以下のいずれかの場合、事前に(ただし、やむを得ない場合は事後速やかに)受講者に通知することにより、開催前又は開催中の本トレーニングについて、当該本トレーニングの申込み時にご案内した開催日時、開催場所、開催方法等を変更し、又はこれを一時中断若しくは中止することができるものとします。

(1)受講者が最少催行人数に達しない場合

(2)本トレーニングの講師(以下「講師」といいます)に事故、病気、慶弔時が生じた場合

(3)理由を問わず開催場所が利用できなくなった場合

(4)理由を問わず通信に不具合が生じた場合

(5)天災地変、荒天、戦争、暴動、内乱、テロリズム、ストライキ、火災、爆発、感染症の流行、公権力からの要請等、その他、当社の支配の及ばない事由が発生した場合

(6)その他、当社がやむを得ないと判断した場合

3. 受講者は、当社による事前の書面による承諾なくして、本サービスについて、以下の行為を行ってはならないものとします。また、受講者が所属団体を通じて本講座を申し込んだ場合には、当該所属団体は、受講者・その他の従業員等(役員・派遣社員等を含む)をして当該行為を行わせてはならないものとします。

(1)本サービスの全部または一部について、複製、翻案(翻訳、要約、変形、改変を含む)、出版(電子出版を含む)、公衆送信(インターネット配信等の自動公衆送信・送信可能化を含む)その他の利用行為を行うこと

(2)受講者の社内向けであると社外向けであると問わず、本サービスを利用して自己または第三者の研修教材として転用し、または第三者にこれらを提供・開示すること

(3)受講者の社内向けであると社外向けであると問わず、本サービスに依拠して、本サービスまたは当社の事業と同様または類似の講座・アドバイス・コンサルティング等の行為を行い、または第三者に対してこれらを行うこと

4. 受講者は、本サービスの利用のために、当社が指定するパソコン、通信機器、ソフトウェア、インターネット接続その他の機器・設備等が必要となる場合には、これらを自己の費用と責任で準備するものとします。当社は、本サービスの提供に関連して当社がコンテンツ・ソフトウェア等を受講者に提供する場合において、これらに伴う通信料、これらに起因する起因する受講者の端末の故障等により受講者に生じた不利益について何ら責任を負わないものとします。

第 3 条(受講料及び支払い)

3-1. 受講料及び支払い

1. 受講者は本規約に基づく本トレーニング受講の対価(以下「受講料」といいます)として、別途当社が定める金額を、別途当社が指定する日までに、日本円で当社が指定する銀行口座、Stripeまたはソニーペイメントサービスその他当社が指定する支払方法により当社に支払うものとします。なお、銀行振込手数料及び決済手数料その他支払に必要な費用は受講者が負担するものとします。
2. 本規約に基づき受講者の当社に対する対価又は費用のすべての支払いについても、受講者は当社に対して前項に準じて支払うものとします。
3. 別段の定めがある場合を除き、前二項に基づき受講者が受講料及び費用のすべての支払いが完了後、当社は受講者に対し、本トレーニングを受講する権利を付与します。
4. 受講者が受講料その他本規約に基づく当社に対する支払い義務を期日までに履行しなかった場合、受講者は支払期限日から当社が支払いを受領するまでの間、年率14%の遅延利息を当社に支払うものとします。

3-2. コース変更に伴う追加料金

1. 受講者が以下のいずれかの理由により、定められたコース修了期間内にコースの修了が困難な状況になった場合には、当社は受講者のコース変更を行います。

(1)都合によりブートキャンプ参加時期を変更したい場合

(2)基礎学習期間を延長したい場合

(3)その他当社が定められたコース修了期間内にコースを修了させることが適当ではないと判断した場合。

2. 前各号の事由によってコース変更が必要になった場合、当社は受講者に対し、その旨の通知及びコース変更に伴う追加料金のお支払いのご案内を行います。受講者は、別途当社が指定する日までに、当社が指定する支払方法で追加料金を支払います。当該追加料金の支払いを以って、コース変更が行われたものとし、受講者は変更後のコースを受講することができます。

3. 受講者は、コース変更が生じること、それに伴って追加料金が発生しうることについて事前に了承するものとします。

第4条(キャンセルと返金)

1. 受講前のキャンセル

受講者が受講契約のキャンセル(以下「キャンセル」といいます)を希望される場合、以下の条件(【キャンセル条件】)をすべて満たす必要があります。

【キャンセル申請期限】

- ・契約成立日から起算して8日以内(契約成立日を含む)に、当社指定の退会申請フォームよりキャンセルの申し出を行ってください。
- ・なお、キャンセル申請の受付日時をもって期限内と判断します。

【キャンセル条件】

- サービス提供前であること。
- サービス提供前とは、受講者が、以下のいずれの行為も行っていないことが条件となります。
 - (a) ファーストミートアップ(初期面談)への参加
 - (b) ファーストミートアップ(初期面談)の案内として送付された「Ms.Engineer入会の手引き」URLへのアクセス

(c)オンライン講座への参加

(d)その他当社がサービス提供を開始したと判断した場合

※ なお、当社は、あらかじめ定めたファーストミートアップ(初期面談)の開始時刻をもってサービス提供開始がなされたものと判断する場合があります。この場合、当該時刻以降のキャンセル申請は原則として受け付けません。

【返金内容】

上記【キャンセル条件】をすべて満たす場合、支払済みの受講料(返金対象額)は、入学金または入学金相当額を除く全額とします。

入学金または入学金相当額については返金の対象外となります。

【その他】

・契約成立日から8日を経過した後、または【キャンセル条件】に該当しない場合のキャンセル申請については、一切の返金対応はいたしません。

2. キャンセルと返金

本規約に基づき、受講者が、本トレーニングを欠席した場合、本トレーニングの参加を途中で取りやめた場合、また、当社が第8条第2項に基づき受講者との受講契約を解除した場合、その理由の如何を問わず、かつ、本トレーニングの開催の前後を問わず、次項に定めるキャッシュバックその他返金に関する定めがある場合を除き、当社は受講料を返金または減額する義務を負いません。

3. キャッシュバックその他キャンペーン

当社が第3条に定める受講料その他の対価に対するキャッシュバックその他キャンペーン(以下「キャッシュバック等」といいます)を実施する場合であって、受講者がキャッシュバック等を希望する場合、受講

者は、当社が定める条件を満たした上で、当社が指定する手続きにより当社に申請するものとします。なお、本規定により、当社の受講者に対するキャッシュバック等の実施を保証するものではありません。

第 5 条(権利帰属)

MEおよび本トレーニングに関する発明、考案、創作、画像、映像、音源、テキスト、図表、プログラム、アイデア、ノウハウ、メソッド、プラン、デザイン、仕様、公式、データ、その他一切の資料及び情報(以下「当社コンテンツ」といいます)に関する著作権、その他一切の権利は当社に帰属します。受講者は、当社の事前の書面による承諾なく、本トレーニングの受講以外の目的で当社コンテンツを使用してはならず、かつ、複製、改変、翻訳、譲渡、貸与、頒布、公衆送信等してはなりません。

第6条(個人情報の使用)

当社は受講者が登録した個人情報の取り扱いに関する事項について、当社が別途定める[プライバシーポリシー](#)に従い使用します。受講者はこれに同意するものとします。

第 7 条(秘密保持)

受講者は本規約の適用期間または適用期間満了後を問わず、本トレーニングで学んだ技術に関するスキル以外の本トレーニングの内容、本トレーニングを通じて知り得た当社の技術上もしくは営業上の情報または他の受講者に関する情報を現に秘密として保持し、本トレーニングの受講以外の目的でこれらの情報を使用してはならず、かつ、第三者に開示または漏洩してはなりません。

第 8 条(禁止事項及び違反に対する措置)

1. 受講者は、以下に該当する行為を行ってはならないものとします。

- (1)法令に違反する行為
- (2)本規約に違反する行為
- (3)公の秩序または善良の風俗を害する行為
- (4)反社会的勢力に対する利益供与その他の協力行為
- (5)受講資格の売買・譲渡・架空名義の使用・不正な名義変更・共有・第三者への使用許諾
- (6)受講資格・受講番号、及びパスワードを第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買する行為
- (7)MEの利用者、他の受講者に対する営利活動及びこれに準ずる行為
- (8)MEの著作、発言の引用、体験談、音声、視覚的または仮想的な類似肖像、グラフィック、音楽、ビデオ、アニメーション、スクリーンショット、テキストその他のMEおよび本トレーニングを構成する物の

無断複製、転載及び再配布する行為

(9)当社およびMEの知的財産権、財産、名誉、信用、プライバシー、肖像権、パブリシティ権等の権利を侵害する行為

(10)当社およびその関連会社その他第三者を誹謗中傷し、その名誉または信用を毀損する行為またはその恐れを生じさせる行為

(11)MEやMEの他受講者を利用して自己又は第三者の営利を目的とした活動、およびその準備を目的とした活動を行う行為

(12)MEやMEの他受講者を利用した選挙の事前運動、選挙運動又はこれらに類似する行為及び公職選挙法に抵触する行為

(13)MEやMEの他受講者を利用した宗教の宣伝を含む宗教的行為、および宗教団体の設立・活動、宗教団体への加入等宗教上の結社に関する行為

(14)コンピュータウイルスやその他の不正プログラムなどをMEが有するシステム及び受講者専用ページ内にアップロードしたり、メールなどの方法で送信する行為

(15)他人の個人情報、登録情報、受講履歴情報などを、不正に収集、開示または提供する行為

(16)当社、講師および当社の従業員に対し、不当な問い合わせまたは要求をする行為（不必要に反復継続される問い合わせ、常識的範囲を逸脱した催促、攻撃的・侮辱的・罵倒的な言動、合理的理由のない謝罪・懲戒・補償要求、その他、いわゆるカスタマーハラスメント行為）

(17)当社、講師又は本トレーニングの信用、ブランド、イメージを毀損する行為

(18)当社が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為

(19)MEの全部または一部を録音・録画、撮影（スクリーンショット含む）する行為

(20)その他、当社が不適切と判断する行為

2. 当社は、受講者が前項に違反したと判断した場合、以下の措置を講じることができるものとします。

(1)受講者との間の受講契約の解除

(2)受講修了または資格認定の取消し

(3)本トレーニングの開催場所への入室を禁止し、本トレーニングから退席させ（オンライン受講の場合、アクセスを遮断し）、その他、本トレーニングの受講を制限すること

(4)本講座のテキスト、その他の当社コンテンツの返却させること

(5)受講者・卒業生専用のDiscordの利用停止

(6)受講者に対する損害賠償請求

(7)違反行為の差止めまたは是正の請求

(8)捜査機関、行政機関、裁判所、被害者、その他の第三者に対する情報提供

(9)その他、当社又は第三者の権利利益を保護するために、当社が必要かつ適切と判断する措置

第 9 条(ME提供の中止中断)

MEは、以下各項目の場合、受講者に事前に通知することなく本サービスの提供の全部あるいは一部を停止することがあります。

- (1)本サービスに関わるシステムの定期保守及び緊急保守の場合
- (2)災害、停電、第三者による妨害行為等により、本サービスの提供が困難になった場合
- (3)天災またはこれに類する事由により、本サービスの提供が困難になった場合
- (4)その他、止むを得ず本サービスの停止が必要と当社が判断した場合

第 10条(反社会勢力の排除)

1. 当社及び受講者はその役員(取締役、執行役、執行役員、監査役、またはそれらに準ずるものをいう)、又はその従業員、また受講者個人において暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者(以下「反社会勢力等」という)に該当しないこと、及び次のいずれの各号にも該当せず、かつ将来にわたっても該当しないことを確約し、これを保証するものとします。

- (1)反社会勢力等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- (2)反社会勢力等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- (3)自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を与える目的をもってするなど、不当に反社会勢力等を利用していると認められる関係を有すること。
- (4)反社会勢力等に対して暴力団員等であることを知りながら資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- (5)役員または経営に実質的に関与している者または個人が反社会勢力等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

2. 当社及び受講者は自らまたは第三者を利用して次の各号の一においても該当する行為を行わないことを確約し、これを保証するものとします。

- (1)暴力的な要求行為
- (2)法的な責任をこえた要求行為
- (3)取引に対して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- (4)風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて相手方の信用を毀損し、または相手方の業務を妨害する行為
- (5)その他各号に準ずる行為

3. 当社および受講者は、相手方が本条に違反した場合には、勧告その他の手続を要しないで、ただちに本規約を破棄することができます。

4. 当社及び受講者は、本条に基づく解除により相手方に損害が生じた場合でも、当該損害の賠償義務を負わないものとする。また、当該解除に起因して自己に生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求することができるものとします。

第 11条(免責)

1. 当社は、MEおよび本トレーニングに事実上または法律上の瑕疵または欠陥(安全性、信頼性、正確性、完全性、最新性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害を含みます)がないことを明示的にも黙示的にも保証しておりません。
2. 天災地変、荒天、戦争、暴動、内乱、テロリズム、ストライキ、火災、爆発、感染症の流行、公権力からの要請等、その他、当社の支配の及ばない事由により、当社の債務に履行遅滞または履行不能が生じた場合、当社はこれにつき債務不履行の責めを負わないものとします。
3. 本トレーニングを含むMEの利用に関して受講者に生じた損害について、当社の故意または重過失に基づく場合を除き、いかなる責任も負わないものとします。また、当社の故意または重過失によりMEおよび本トレーニングに関して受講者が被った損害について、当社は、かかる損害のうち、現実が発生した直接かつ通常の範囲内の損害(間接損害、特別損害、拡大損害、偶発的損害、結果的損害及び逸失利益を含みません)に限り、かつ、かかる損害の原因となった事由に関連して当社が受講者より受領した本トレーニングの受講料の金額(かかる金額がない場合は500円)を上限として損害賠償責任を負うものとします。
4. 受講者は自らが本トレーニングに参加することに起因し発生しうる一切の請求、要求、責任及び請求原因について、法律で認められている最大限の範囲において、当社、その役員、取締役、代理人、譲受人、後継者、代表者、関連組織、を免責します。
5. 本トレーニングに関する受講者と当社との契約(受講契約を含む)が消費者契約法に定める消費者契約の場合、第3項に代えて以下の規定が適用されます。すなわち、本トレーニングに関する当社の債務不履行または当社の債務の履行に際してされた当社の不法行為により受講者に生じた損害を賠償する責任は、当社、その代表者又はその使用する者の重大な過失を除く過失による場合に限り一部免除されるものとし、この場合、当社は、現実が発生した直接かつ通常の範囲内の損害(間接損害、特別損害、拡大損害、偶発的損害、結果的損害及び逸失利益を含みません)に限り、かつ、かかる損害の原因となった事由に関連して当社が受講者より受領した受講料の金額(キャッシュバックを受ける等により、実質的に受講者の負担が軽減されたときは、当該軽減後の金額。かかる金額がない場合は500円)を上限として損害賠償責任を負うものとします。

第12条(苦情処理)

受講者は、本サービスに関する苦情について、当社が別途定める苦情処理規程に基づき対応を受けるものとします。なお、本規約に同意することで、「[苦情処理規程](#)」の内容にも同意したものとみなします。

第 13 条(本契約上の地位の譲渡等)

1. 受講者は、当社の書面による事前の承諾なく、本契約上の地位または本規約に基づく権利もしくは義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他の処分をすることはできません。
2. 当社は本サービスにかかる事業を他社に譲渡した場合には、当該事業譲渡に伴い本契約上の地位、本規約に基づく権利及び義務並びに受講者の登録事項その他の顧客情報を当該事業譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、受講者は、かかる譲渡につき本項において予め同意したものとします。なお、本項に定める事業譲渡には、通常の事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。

第14条(紛争の解決)

1. この規約に定めがない場合またはこの解釈に疑義がある場合は、当社と受講者との間で双方誠意をもって話し合い、これを解決するものとします。
2. 本規約に関する受講者と当社との間の一切の紛争は、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

最終改定:2025年 9月15日

Ms.Engineer株式会社

住所: 〒102-0083 東京都千代田区麹町1-6-30 近鉄半蔵門スクエア4階

社名: Ms.Engineer株式会社

代表取締役 山崎ひとみ